

仙台市立病院経営評価委員会設置要綱

(平成29年7月19日 病院事業管理者決裁)

(設置)

第1条 仙台市立病院経営計画（以下「経営計画」という。）の実施状況を評価し、経営計画の着実な遂行と仙台市立病院（以下「市立病院」という。）の経営の改善を図るため、仙台市立病院経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画の実施状況について、評価を行うこと
- (2) 経営計画の推進に関し、必要な助言を行うこと
- (3) その他市立病院の経営に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域の医療機関、医療関係団体の関係者
- (3) 病院の経営について識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営管理部経営医事課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 19 日から実施する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。